

オープンカウンター方式による見積合わせについて

令和8年1月29日
分任支出負担行為担当官
静岡森林管理署長 高柳 威晴

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書を提出してください。

記

- 1 件 名 2号物件 オフィス家具
※詳細については別紙1「仕様書」のとおり
- 2 納入期限 令和8年3月19日(木)
- 3 納入場所 静岡森林管理署および沼津森林事務所
※詳細については別紙1「仕様書」のとおり
- 4 見積書等提出
の日時・場所 日 時：令和8年2月16日(月) 10時00分まで
場 所：静岡森林管理署 総務グループ
※電子調達システムによる見積提出
※郵便による提出も認める
- 5 必要な資格 下記の①もしくは②のいずれかに該当する者
① 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)において、「東海・北陸地域」「物品の販売」の競争参加資格を取得していること
② 関東森林管理局随意契約登録者名簿に登録され、「物品の販売」の資格を有する者
- 6 提出書類 ①見積書(消費税抜きの金額を記載し、内訳が分かるように作成するものとし、必ず日付をご記入ください)
②別紙2「提案書」(例示品と異なる物品を販売する場合)
③ 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)の写し(5必要な資格①に該当する者)
※電子調達システムを用いて参加する場合は、上記2点を内訳書データとして送信してください。
※郵送の場合は、上記提出書類を合封して封緘し、封筒の表に「○号物件 ○○ 見積書在中」と朱書きで記載のうえ提出してください。
- 7 その他 (1) 見積書の提出前に別紙3「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び別紙4「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認ください。
(2) 契約条件については、別紙5「契約条件書」のとおりとし、見積書を提出した場合はこれを承諾したものとみなします。
(3) 契約金額は見積金額に消費税10%を足した金額となります。
(4) 契約の締結日は見積採用の日とします。

(担当：総務グループ 経理担当)
(電話：054-254-3401)

別紙1「仕様書」

1. 2号物件 オフィス家具

番号	品名	例示品・規格	数量	単位	備考
1	回転椅子	Wizard4 ウィザード4/ローバックタイプ/可動肘/ブラック樹脂脚/布/本体 ブラック/背座プルシアンブルー/カーペット用キャスター/C06-B132CW-BKG4T61	1	脚	※既存の椅子の撤去処分費を含む。
2	回転椅子	picora livina ピコラリビナ/スタンダードタイプ/ローバック/布/ブラック脚/本体 ブラック/ブラック/フローリング用キャスター/C10-B11CG-BKG9B61	4	脚	※既存の椅子の撤去処分費を含む。
	合計		5		

- ・例示品又は例示品と同等の品質・規格を満たす物品とすること。
- ・納入時に交換する既存の椅子(同数)を撤去、処分すること。
- ・同等品となる場合には、予め担当者に確認し了解を得ること。

2. 納入場所

番号1については、静岡森林管理署 〒422-8056 静岡県静岡市葵区駿府町1-120
番号2については、沼津森林事務所 〒410-0867 静岡県沼津市本字千本1910-1 に納入すること。

3. 責任の所在

- ・物品の納品については、製造者の如何に関わらず、受注者が最終的に責任を負うこと。

4. その他

- ・詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打ち合わせを行うものとする。

提案書

分任支出負担行為担当官
静岡森林管理署長

令和 年 月 日提出
会社名
代表者名
(担当者)

令和 8 年 1 月 29 日付け公告のオープンカウンター物件番号 に係る納入物
品について提案します。

提案品
(規格・型式等)

(提出先) 静岡森林管理署 〒420-0856 静岡市駿府町 1-120
電子メール (宛先は下記に送信お願いします。)
ks_shizuoka_postmaster@maff.go.jp
(問合せ) 総務グループ 電話 : 0 5 4 - 2 5 4 - 3 4 0 1

オープンカウンター方式による見積依頼に係る留意事項

1. 見積合わせに参加する者に必要な資格等

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 関東森林管理局長から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) (1)～(3)のほか、案件毎に参加資格を設定している場合は、当該参加資格を有している者であること。

※参加資格設定のある見積依頼に参加資格のない者が提出した見積書や見積書に関する諸条件に違反した見積書は無効とします。

2. 見積書の提出先

静岡森林管理署 総務グループ 経理担当 (TEL054-254-3401)

〒420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町1-120

※見積書を郵送する場合は締切日時必着とし、封筒の表に「(案件名) 見積書在中」と朱書きしてください。

※見積書の宛名は「静岡森林管理署長」として下さい。

※電子調達システムにより見積書提出可能な場合、締切時間までに提出してください。

3. 契約書等の作成の要否について

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、請書の徴収または契約書を作成します。(契約金額により省略する場合があります。)

4. その他

(1) 参加者不在の場合は、別途選定した者への見積りを依頼し、随意契約を行うことができるものとします。

(2) 見積書作成に要した費用等は参加者の負担とします。

(3) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。

関東森林管理局署等随意契約見積心得

平成23年12月19日23関経第161号

関東森林管理局長より各森林管理署長等あて

(目的)

第1条 関東森林管理局署等所掌に係る随意契約により見積りをしようとする者（以下「見積人」という。）は、法令その他別に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(見積人の資格)

第2条 見積人は、当該随意契約について、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）から、見積参加者としての通知又は依頼を受けた者でなければならない。

(見積等)

第3条 見積人は、見積依頼書（口頭による見積依頼を含む。以下同じ。）、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟知の上、見積しなければならない。この場合に、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、見積日時に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

- 2 見積人は、見積書（様式第1号又は任意の様式）を作成し、封かんの上、見積人の氏名（法人にあっては、法人名）、あて名及び見積件名を表記し、見積依頼書に示した日時までに見積しなければならない。
- 3 見積人は、契約担当官等においてやむを得ないと認められたときは、見積書を郵便をもって提出することができる。この場合においては、表封筒に、「見積書在中」と記載して、契約担当官等あて提出しなければならない。
- 4 見積人は、見積書を一旦提出した後は、開封の前後を問わず、その引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
- 5 見積人が代理人によって見積りさせるときは、見積書の提出前に代理人の資格を示す委任状（様式第2号）を見積担当職員に提出するものとし、見積書には代理人の表示をしなければならない。
- 6 見積人は、暴力団排除に関する誓約事項（様式第3号）について見積書の提出前に確認しなければならない。見積書の提出をもってこれに同意したものとする。

(公正な見積りの確保)

第3条の2 見積人は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(無効の見積り)

第4条 次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。

- 一 委任状を提出しない代理人のした見積り
- 二 記名を欠く見積り
- 三 金額を訂正した見積り
- 四 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- 五 同一事項の見積りについて同一人が2通以上なした見積り又は見積人若しくはその代理人が他の見積人の代理をした見積り
- 六 見積時刻に遅れてした見積り
- 七 その他、見積りに関する条件に違反した見積り
- 八 暴力団排除に関する誓約事項（様式第3号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた見積り

(契約の相手方の決定)

第5条 見積りを行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方とする。

- 2 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、再度の見積りを行うことがある。
この場合第1回目の最高又は最低の見積価格を下回る又は上回る価格で見積りをした者の見積りは無効とし、当該見積りに係る第3回目以降の見積参加者の資格を失うものとする。第3回目以降に行う見積についても上記を準用して行うものとする。

ただし、建設工事の随意契約見積りの場合にあっては、見積執行回数は、原則として、2回を限度とするものとする。

- 3 前項の見積りを行ってもなお予定価格の制限に達した見積書の提出がない場合には、契約担当官等は当該見積りを打ち切ることがある。
- 4 第2項の見積りには、郵便による見積を行った者又は前条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。
- 5 契約の相手方となるべき同価格の見積をした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積りをした者にくじを引かせて契約の相手方を定めるものとする。
- 6 前項の場合において、当該見積りをした者のうち、くじを引かない者、郵便による見積りで当該見積りに立ち会わない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約書等の提出)

第6条 契約の相手方は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印の上、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法

律第91号) 第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない) に、これを契約担当官等に提出しなければならない。

2 契約担当官等は、契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、これを契約の相手方としないことがある。

3 契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、契約の相手方は、速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要がないと認めた場合は提出を要しない。

(異議の申立)

第7条 見積人は、見積書を提出後この心得、見積依頼書、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他の事項)

第8条 この心得に掲げるほか、見積に必要な事項は別に指示するものとする。

附 則

この要領は、平成24年1月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年1月25日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年2月9日から適用する。

様式第3号（第3条）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

また、貴局署等の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- （1） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合は、その者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与しているものをいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2） 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1） 暴力的な要求行為を行う者
- （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3） 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4） 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5） その他前各号に順ずる行為を行う者

上記事項について入札書の提出をもって誓約します。

契 約 条 件 書 (売 買)

- 1 この契約条項において(分任)支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 乙は契約物品を納入したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。
甲は納入の通知を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査に不合格のものがあつたときは、納入期限内又は甲の指定した期限内に代品と引換え納入して甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 4 乙は納入期限までに物品を納入することができないときは、すみやかに納入期限の延長を申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合のほか納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に対し、年3.0パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 6 乙は物品の引渡しを完了したときは、売買代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となつた場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 8 引渡し完了後1年以内に契約物品にかくれた瑕疵があつた場合は、乙は甲の指示に従い、代品と引換え又は補修費を負担するものとする。
- 9 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があつたと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 10 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 11 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。